

みなかみ町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

みなかみ町の人口は、令和2年(2020年)17,195人で20年前の平成12年(2000年)の25,079人と比較すると7,884人(△31.4%)減少となっている。

平成30年(2018年)の社人研「推計人口」によれば、令和2年(2020年)の本町の人口は、17,400人と推計されていたが、国勢調査の結果では、これを205人下回る結果となり、これは人口減少が想定を上回るスピードで進行していることを示している。

また、生産年齢人口は、令和2年(2020年)8,653人で20年前の平成12年(2000年)の14,910人と比較すると6,257人(△42.0%)減少となっている。

本町における人口減少の大きな要因は、町外への人口の流出にある。特に多くの若者が地元を離れており、若者の流出に伴い少子化も加速している。若者の定住を促進するには、産業・経済の活性化が喫緊の課題である。

本町の事業所数は、令和3年(2021年)経済センサスによると970で20年前の平成13年(2001年)1,608と比較すると638(△39.77%)減少している。業種別数では、宿泊業・飲食業が229(全体の23.6%)と一番多く、次に卸売業・小売業が206(同21.2%)、次いで建設業129(同13.3%)、生活関連サービス業92(同9.5%)、製造業69(同7.1%)と続いている。これらの業種は一般的に「雇用を生み出す力」や「地域外からお金を稼ぐ力が強い業種」とされていることから、これらの業種が地域の雇用と経済の牽引役を果たしている基盤産業といえる。

同じく本町の事業所の従業者数は、平成13年(2001年)10,232人で、令和3年(2021年)7,608人と比較すると2,624人(△25.6%)減少している。内訳を見ると、宿泊業・飲食サービス業1,754人(全体の23.1%)を筆頭に、製造業1,422人(同18.7%)、卸売業・小売業1,153人(同15.2%)、医療・福祉1,107人(同14.6%)、建設業635人(同8.3%)、生活関連サービス業・娯楽業444人(同5.8%)の順となっている。

また、年間商品販売額(小売業)は、人口減少に伴って減少を続け、令和3年と平成16年の17年間で約4割程度まで、事業所数については約5割程度まで減少するなど、経済規模が縮小し続けている。

町内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を推進することにより、地場産業を振興させ魅力的で安定した雇用を創出させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の育成と円滑な承継に向けた企業基盤の整備及び起業を支援していくことが重要となっている。

(2) 目標

みなかみ町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業・小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、本町各企業における労働生産性の向上を推進し、本町の経済発展に資することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に12件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類については、経済産業省関係中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。ただし、売電を目的に設置する太陽光発電事業は、雇用の創出や産業集積に繋がらないことや生産性の向上が見込めないため対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、各地区に点在した商工業やサービス業のほか、農村部や山間部における農林業など全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種については、サービス業、製造業、農林水産業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済と雇用を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、対象事業は、生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働

生産性が年平均3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。